

歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士・歯科助手/受付

紹介コンサルティング委嘱契約書

歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士・歯科助手/受付  
紹介コンサルティング委嘱契約書

医療法人（以下「甲」という）と、株式会社リンクスタッフ（以下「乙」という）とは、甲の歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士・歯科助手/受付(以下「丙」という)採用に関し、下記のとおりコンサルティング業務を委嘱し、契約する。

第1条（委嘱事項）

甲は乙に対し、甲が必要とする丙の探索、初期選考、紹介、及び入職促進のための動機づけなどのコンサルティング業務を委嘱する。

第2条（資料等の提供）

甲は乙に対し、丙の採用に必要な資料及び情報（職業安定法5条の3に定める事項を含む）、並びにその他乙が必要とする資料及び情報の提供を適宜行うものとする。但し、甲の許容範囲に限定する。

第3条（報酬）

1. 本契約第1条に定める委嘱事項に基づいて、乙が紹介した丙と甲との間で労働契約が締結された場合、乙はその報酬として、次の計算方法に従って算出される報酬を請求し、甲は支払うものとする。

＜計算方法＞

当該労働契約に基づき算定される1年分の見込み賃金等（なお、年俸等の名称は問わずかつ保険料等の控除前額とする。以下、同じ）に20%を乗じた額。

なお、消費税及び地方消費税は別途加算するものとする。

2. 本条第1項に定める労働契約締結後、1年以内に、勤務日数、勤務回数、勤務時間その他労働条件の変更により、乙が紹介した丙における賃金等が増額となった場合、甲は乙に対し、追加報酬として、次の計算方法に従って算出される報酬を支払うものとする。

＜計算方法＞

労働条件の変更後の労働契約に基づき算定される1年分の見込み賃金等と、変更前の労働契約に基づき算定された1年分の見込み賃金等の差額に対して、20%を乗じた額。なお、消費税及び地方消費税は別途加算するものとする。

3. 労働条件変更の内容が「非常勤」から「常勤」へと変更となり、賃金等が増額となった場合は、前項第一文について、「本条第1項に定める労働契約締結後、3年以内に、勤務日数、勤務回数、」と読み替えた上で、甲は乙に対して、追加報酬を支払うものとする。

なお、「非常勤」「常勤」とは、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱別紙「常勤医師等の取扱いについて」に定められている通りとする。

4. 労働契約締結後、甲による、乙の紹介した丙にとって不利益な労働条件の変更により賃金等が減額となった場合、甲は乙に対して、当該減額を理由とした報酬の減額・返還その他一切の異議・請求を行わないものとする。

#### 第4条（特命事項への報酬）

本契約第1条に定める委嘱事項以外に、甲が指定する別の特命コンサルティング業務を乙が行う場合の報酬は、本契約第3条とは別にその都度これを定める。

#### 第5条（採用の決定と通知）

1. 甲は乙より紹介された丙の採用を決定した場合、甲は労働契約書の写しを直ちに乙へ送付する。
2. 乙が紹介した丙と甲との労働契約について、労働条件の変更を行った場合、甲は乙に対して、直ちに変更内容を通知するものとする。

#### 第6条（報酬支払いの時期及び方法）

1. 甲は乙に対し、当該丙が入職した月の末日までに、本契約に定める報酬を乙が指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。但し、月の16日以降に入職した場合は、翌月末までに支払うものとする。なお、振込に要する費用は甲の負担とする。
2. 本契約第3条2項又は同3項に基づく追加報酬については、甲は乙に対し、変更された労働条件による労働契約を締結した日が属する月の末日までに追加報酬を支払うものとする。但し、当該締結日が16日以降である場合には、翌月末までに追加報酬を支払うものとする。

#### 第7条（返済義務）

乙が甲に紹介した丙が、入職後丙本人の責による解雇（但し、労働契約法16条に違反しないものに限る）、または自己都合により退職した場合は（以下「退職等」という）、乙は本契約第3条に定めた報酬額を、次の基準で甲に返還するものとする。

- ・採用による労働契約締結後1ヶ月未満での退職等の場合 100%
- ・採用による労働契約締結後3ヶ月未満での退職等の場合 50%

#### 第8条（禁止行為及び違約金）

1. 甲は本契約期間中及び本契約終了後1年間は、次の行為を行ってはならない。
  - ①乙の紹介した求職者に対し、乙を介さず直接連絡を行うこと。
  - ②乙の紹介した求職者について乙を介して交渉を行った結果、一旦は労働契約締結に至らなかったものの、後日、当該求職者との労働契約締結を行うべく、乙を介さずに当該求職者に対して直接連絡を行うこと。
  - ③乙の紹介した求職者と締結した労働契約が終了した後、当該求職者と再度労働契約を行うべく、乙を介さずに当該求職者に対して直接連絡を行うこと。
  - ④紹介手数料を免れることを目的とした画策、求職者への教唆その他一切の行為を行うこと。
  - ⑤乙への事前通知無く、乙が紹介した求職者との間で労働契約を締結すること。
2. 前項に違反して、乙の紹介した求職者との間で労働契約を締結した場合、甲は乙に対し、本契約第3条1項に定める報酬に相当する額を違約金として支払うものとする。

#### 第9条（機密の保持）

甲乙双方共に、本業務により知り得た業務上、営業上、人事上その他の情報を機密とし、いかなる場合においても第三者に開示もしくは提供しないものとする。また、本条は本契約の終了または解約後といえども有効とする。

#### 第10条（有効期間）

本契約書の有効期間は 20▼▼年○月○日から 20▼▼年○月○日までとし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙が相手方当事者に対し、更新しない旨の文書による意思表示が無い場合には、同一条件にて1年間、自動更新するものとし、以後も同様とする。

#### 第11条（協議）

本契約書に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙双方が誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

#### 第12条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証しとして、本契約書を貳通作成し、甲乙各署名押印のうえ、各々壹通を保有するものとする。

20▼▼年○月○日

甲

乙 東京都港区赤坂 4-9-17 赤坂第一ビル 5F  
株式会社 リンクスタッフ  
代表取締役 杉 多 保 昭